

おくやみガイド

このたびのご親族様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後、様々な申請や届出に関する手続きが必要になってくることと存じます。

当ガイドでは、市役所でお手続きが必要なものについて、少しでも分かりやすく進めていただけるようご案内いたします。



おくやみに関する手続き

魚津市役所 市民環境課 1 A 窓口

魚津市釈迦堂一丁目10番1号

手続き希望日の 3 開庁日前までに電話またはLINEから予約していただくとスムーズにお手続きを進めることができます。

電話：0765-23-1003

LINE：魚津市LINE公式アカウント

1. 「魚津市LINE公式アカウント」を友達登録
2. トーク画面下部の「メニューをひらく」を押す
3. 「窓口・イベントなどの予約・申込」を選択
4. 「おくやみ窓口予約」を選択し、内容を入力



魚津市LINE公式アカウント

※正面入口で番号札を取り、番号が呼ばれるまでお待ちください。

※予約の方は窓口でその旨をお伝えください。

※窓口の状況によっては、予約の方もお待ちいただく場合があります。

※予約なしでも手続きは可能です。

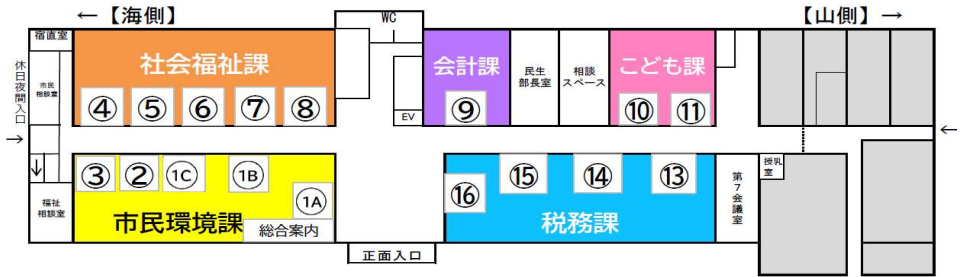
お手続きの際にご記入ください

亡くなられた方		氏名		生年月日	大・昭 平・令	年	月	日	死亡日	令和	年	月	日	配偶者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
窓口に来られた方の氏名		亡くなられた方からみた関係				<input type="checkbox"/>	配偶者	<input type="checkbox"/>	子	<input type="checkbox"/>	その他()				

おくやみ手続きガイド

手続きについて説明します。
受付窓口にご提示ください。

- <本人確認書類(有効期限内のもの)をお持ちください>
官公庁発行の顔写真付きのものの場合…1点
例:個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
官公庁発行の顔写真がないもの場合…2点
例:健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、限度額認定証など



区分	下記に該当しますか?	該当	手続き	期限	必要なもの	所要時間	受付窓口 (色は看板の色)	受付済
住所 戸籍	世帯主が亡くなったため、世帯主を変更する	<input type="checkbox"/>	・世帯主変更(住民異動届) ※亡くなった方が1人世帯だった場合、または、2人世帯でその世帯に残った方が1人しかいない場合は、世帯主が自動的に決まりますので、手続きは不要です。	-	・届出する方の本人確認書類	15分	①A 窓口 市民環境課 ☎(0765) 23-1003	<input type="checkbox"/>
	西部斎場を利用した	<input type="checkbox"/>	・斎場使用料納付の確認	火葬日から1ヶ月以内	・火葬許可証 ・領収証	5分		<input type="checkbox"/>
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	・印鑑登録証の返還 ※亡くなった日をもって使用できなくなります	-	・亡くなった方の印鑑登録証	1分		<input type="checkbox"/>
	亡くなった方の戸籍が必要	<input type="checkbox"/>	死亡の記載がある戸籍の請求は、以下のとおりお時間がかかります。 (魚津市に死亡届を提出した場合) ・本籍が魚津市の方: 死亡届を提出してから10日ほど ・本籍が魚津市以外の方: 死亡届を提出してから3週間ほど (魚津市以外に死亡届を提出した場合) ・本籍が魚津市の方: 死亡届を提出してから3週間ほど ・本籍が魚津市以外の方: 届出地または本籍地に確認					<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカードがある	<input type="checkbox"/>	市役所へ返還する必要はありません。相続や納税等の諸手続きが落ち着くまでご自宅で保管し、その後適切に処分してください。					<input type="checkbox"/>
年金	年金受給者 国民年金加入者	<input type="checkbox"/>	年金事務所等での必要な手続きについて確認します。	亡くなった日の翌日から5年以内	・亡くなった方の年金手帳(お持ちの方のみ) ・亡くなった方の年金証書(お持ちの方のみ) ・亡くなった方の死亡診断書 ・ご遺族の方のマイナンバーカード ・ご遺族の方の預金通帳	5~20分	①C 窓口 市民環境課 ☎(0765) 23-1012	<input type="checkbox"/>
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	・葬祭費の支給	葬儀の日の翌日から2年以内	・亡くなった方の資格確認書等(資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか) ・亡くなった方の各種認定証(お持ちの方のみ) ・世帯主が亡くなった場合は、同じ世帯で国民健康保険に加入されている方の資格確認書等 ・葬祭を行った方(喪主)の氏名が確認できるもの(葬儀費用の領収証や会葬礼状等) ・ご遺族の方の振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード等)	10分	③番窓口 市民環境課 ☎(0765) 23-1011	<input type="checkbox"/>
	後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>

区分	下記に該当しますか？	該当	手続き	期限	必要なもの	所要時間	受付窓口 (色は看板の色)	受付済
介護	65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	・被保険者証および各種認定証の返却 ・郵便物の送付先設定 (必要な方のみ)	できるだけ早めに	・亡くなられた方の被保険者証 ・亡くなられた方の負担割合証(お持ちの方のみ) ・亡くなられた方の各種認定証(お持ちの方のみ)	5分	④番窓口 社会福祉課 ☎(0765) 23-1148	<input type="checkbox"/>
	40歳から64歳までで要介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	・償還払い振込口座の変更 (該当者のみ)					<input type="checkbox"/>
障がい	身体障害者手帳がある	<input type="checkbox"/>		できるだけ早めに	・亡くなられた方の手帳 ・亡くなられた方の個人番号 (マイナンバー)がわかるもの	5分	⑧番窓口 社会福祉課 ☎(0765) 23-1005	<input type="checkbox"/>
	療育手帳がある	<input type="checkbox"/>	・返還届の提出および手帳の返却					<input type="checkbox"/>
	精神障害者保健福祉手帳がある	<input type="checkbox"/>		できるだけ早めに	・ご遺族の方の口座がわかるもの (通帳・キャッシュカード等) ・亡くなられた方の受給者証	15分		<input type="checkbox"/>
	障害者医療費助成受給者	<input type="checkbox"/>	・各種受給資格証返納 ・振込口座の変更					<input type="checkbox"/>
	特別障害手当・障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・死亡届および未払金請求書の提出					10分
自立支援医療受給者	<input type="checkbox"/>	手続き不要	-	受給者証は破棄してください	-	<input type="checkbox"/>		
税	市税・保険料が課税されていた	<input type="checkbox"/>	今後の納付または還付についてのご案内	できるだけ早めに	・代表相続人の還付金振込先口座のわかるもの(通帳・キャッシュカード等)	10分	⑬番窓口 税務課 ☎(0765) 23-1008	<input type="checkbox"/>
	固定資産税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届出の提出	死亡した日から1カ月以内 ※ただしその期間が翌年にかかる場合は12月の最終開庁日	必要な手続きや書類は、窓口にてお伝えします	3分	⑬番窓口 税務課 ☎(0765) 23-1069	<input type="checkbox"/>
子ども	こども医療費助成を受給していた(0歳～18歳までのお子様の保護者)	<input type="checkbox"/>	・各種受給資格証返納 ・保護者の変更	できるだけ早めに	・受給者資格証 ・お子様の保険情報がわかるもの	10分	⑩番窓口 こども課 ☎(0765) 23-1006	<input type="checkbox"/>
	ひとり親医療費助成を受給していた	<input type="checkbox"/>	・資格証返納 ・受給者の変更	できるだけ早めに	・受給者資格証 ・お子様と新しい受給者の保険情報及びマイナンバーがわかるもの	10分		<input type="checkbox"/>
	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・未支払手当請求書の提出	死亡日の翌日から15日以内	・対象児童の口座がわかるもの (通帳・キャッシュカード等)	15分		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	・新しい受給者の認定請求書の提出	死亡日の翌日から15日以内	・新しい受給者のマイナンバーがわかるもの ・新しい受給者の口座がわかるもの (通帳・キャッシュカード等)	15分		<input type="checkbox"/>
	児童手当支給対象の児童	<input type="checkbox"/>	・消滅届または額改定届の提出	死亡日の翌日から15日以内	-	5分		<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・未支払手当請求書の提出	できるだけ早めに	・児童扶養手当の証書(お持ちの方のみ) ・対象児童の口座がわかるもの (通帳・キャッシュカード等) ・対象児童のマイナンバーがわかるもの	10分		<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当支給対象の児童	<input type="checkbox"/>	・資格喪失届または額改定届の提出	できるだけ早めに	・児童扶養手当の証書(お持ちの方のみ)	10分		<input type="checkbox"/>
特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・喪失届と新しい受給者の認定請求書の提出	できるだけ早めに	詳しくはお問合せください	20分	<input type="checkbox"/>		
特別児童扶養手当支給対象の児童	<input type="checkbox"/>	・喪失届または額改定届の提出	できるだけ早めに	受給者のマイナンバーがわかるもの	10分	<input type="checkbox"/>		

区分	下記に該当しますか？	該当	手続き	期限	必要なもの	所要時間	受付窓口 (色は看板の色)	受付済
こども	同居のご家族に 保育所等の園児がいる	<input type="checkbox"/>	・教育・保育給付認定変更申請書の提出	死亡日の 属する月の 月末まで	-	5分	⑪番窓口 こども課 ☎(0765) 23-1079	<input type="checkbox"/>
上下水道	上下水道の使用者	<input type="checkbox"/>	・使用者名義の変更 ・口座振替の変更(希望者)	できるだけ 早めに	Webからもお申込みできます。 	5分	上下水道課 (第二分庁舎) 釈迦堂一丁目 9番28号 ☎(0765) 23-1013	<input type="checkbox"/>
	井戸水の利用者 (下水道のみ使用)	<input type="checkbox"/>	・使用者数の変更	できるだけ 早めに	上下水道課で口座登録する場合 ・キャッシュカード ※ご本人の来庁、暗証番号の入力が必要です。	5分		
農地	農地を相続する	<input type="checkbox"/>	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出	概ね10ヶ月以内	・届出書(窓口及び市役所HPにあります) ※相続登記終了後、ご連絡ください	5分~10分	3階 農林水産課 ☎(0765) 23-1032	<input type="checkbox"/>
お墓	市営墓地(メモリアルパークうおづ/宮津霊園)を使用している	<input type="checkbox"/>	・墓地承継使用申請 ※亡くなられた方が使用者(お墓の名義人)の場合	できるだけ 早めに	・亡くなられた方と承継者(お墓を継ぐ方)の関係が分かる戸籍謄本等(コピー可) ・墓地承継使用許可証の交付手数料(300円)	10分	3階 都市計画課 ☎(0765) 23-1030	<input type="checkbox"/>
空家	建物・土地を引き継ぐ	<input type="checkbox"/>	空き家等に関するお悩みごとについて、相談を受けています。	-	-	5分	3階 都市計画課 ☎(0765) 23-1031	<input type="checkbox"/>
市営住宅	市営住宅を明渡す	<input type="checkbox"/>	市営住宅明渡届の提出 その後、部屋の確認を行います。	明渡しの 7日前まで	-	10分~	魚津市営住宅 管理事務所 釈迦堂一丁目3番 22号 ☎(0765) 32-5210	<input type="checkbox"/>
	市営住宅にご家族が引続き住まわれる	<input type="checkbox"/>	市営住宅入居承継承認申請書の提出 (改めて市営住宅の入居契約を結ぶ必要があります)	できるだけ 早めに	・契約者が亡くなったことが記載されている住民票 ・契約請書(次の契約者と連帯保証人の実印の押されたもの) ・次の契約者と連帯保証人の印鑑証明書 ・連帯保証人の所得が分かる書類(源泉徴収票または所得課税証明書) ・預金口座振替依頼書(家賃口座が変わる場合)	30分~		
	市営住宅にお住まいの世帯員が亡くなられた	<input type="checkbox"/>	市営住宅同居親族異動届の提出	できるだけ 早めに	-	5分		

